

第4次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画の骨子【素案】

【目 標】

市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現

【条例第1条】

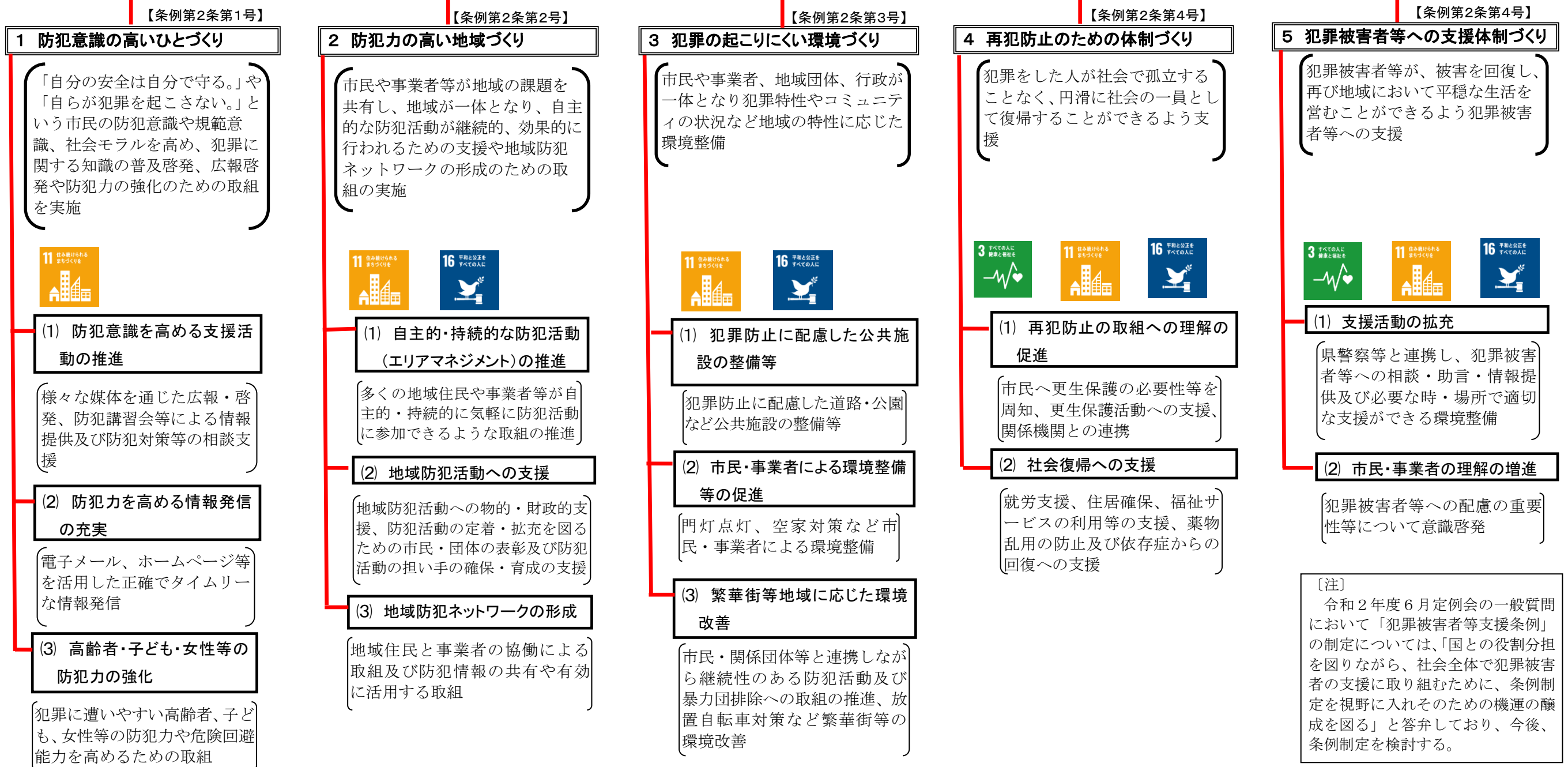
【施策目標】

刑法犯認知件数を前年以下とする。

【理 念】

自分たちのまちは、自分たちで創り、守る。

【基本方針】



【重点施策】

1 身近な犯罪や子ども・女性への犯罪の抑止

本市の刑法犯認知件数の約5割を占めるのが、身近な犯罪である。また、子どもに対する声かけ事案は増加傾向にある。さらに、女性性犯罪・声かけ事案等は、平成27年をピークに高止まり傾向となっている。身近な犯罪、子ども・女性への犯罪の抑止を行うことが、当該計画の目標である「市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現」に繋がると考えられることから、関係機関、団体との連携の強化や協力の依頼、意識啓発の実施等を行うことにより抑止に努める。

2 特殊詐欺対策の推進

特殊詐欺の件数・被害額は、増減の変動があり、令和元年では前年と比べ増加となった。被害者は高齢の女性が依然として多く、手口は年々変化・巧妙化している。このため、高齢者を対象とした防犯教室やあらゆる媒体を活用した広報啓発、注意喚起等を行う。

3 地域防犯力の向上

市民が安心して生活できる地域社会を実現するためには、地域が一体となって防犯活動等に取り組むことが必要である。しかし、地域防犯活動団体では、構成員の高齢化や後継者不足等の課題が明らかになっている。地域の活動がより活発に行われるよう、事業者、大学生等との連携等参加者を増やす取組や活性化策を検討する。